

お寄せ頂いた御意見（団体）

（御意見中の個人名等は伏字で表示しております。）

番号	都道府県	提出者名	①郵政民営化実施後の問題点・課題等	②郵政改革の方向性・今後の課題等	③その他
1	東京都	在日米国商工会議所 (American Chamber of Commerce in Japan, ACCJ) 他11団体の連名	—	・要旨・ 日本政府が郵政改革を通じて、日本郵政グループ各社と民間の銀行、保険会社及び宅配会社との間で対等な競争条件を確立し、「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」の内国民待遇義務を遵守する措置をとることを、強く要請する。民間保険会社とかんぽ生命の間に対等な競争条件を確立するまで、かんぽ生命の新・改定商品の発売は認可されるべきではない。 私たち業界団体は郵政改革について、金融、宅配サービス、通信等の民間と競合する日本郵政グループの幅広いサービスについて、対等な競争条件を確立することの必要性を何年にもわたって繰り返し主張してまいりました。保険に関しては、民間保険会社との間に対等な競争条件が確立されるまで、かんぽ生命保険株式会社（以下、かんぽ生命）は新商品および改定商品の発売を行うべきではないと主張してまいりました。残念ながら、かんぽ生命は引き続き民間保険会社に比べて有利な待遇を日本政府から受けています。こうした扱いによって、民間保険会社との競争条件はかんぽ生命に有利なものとなっています。 日本政府は2009年12月、日本郵政株式会社、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の株式の処分を停止する法案を可決し、このことは、これら郵政グループ各社の将来及び関連市場に影響を与える重要な政策転換を示唆しました。同法の施行と並行して、日本政府は2009年10月20日の閣議決定「郵政改革の基本方針」に沿って、郵政事業の抜本的見直しも行っています。「郵政改革の基本方針」では、たとえば日本郵政グループに銀行法、保険業法等に代わる新たな規制を適用することを検討するとしています。 このたび共同で意見書を提出しました私たち諸団体は、幅広い業種からグローバルなステークホルダーを代表しており、日本郵政に関する新しい政策及び法規制の形成に大きな関心を持っております。日本政府が郵政事業の抜本的な見直しや関連する措置を、日本郵政グループ各社と民間の銀行、保険会社及び宅配会社との間で対等な競争条件を確立するための絶好の機会として活用するよう要請します。またその過程において、全てのステークホルダーの見解を検討する有意義な機会を十分に提供するなど、真に透明性のあるプロセスを確保するために必要なあらゆる措置を日本政府が講じることを要望いたします。 かんぽ生命は2009年初め、民間保険会社の商品と直接競合する新たな単品商品の発売を可能にするための政令改正を要望し始めました。民間保険会社との対等な競争条件が確立する前にかんぽ生命は新しい保険商品の開発・発売認可を得ようとしています。これには例えば以下のような問題があります。 ○日本郵政グループが提供するサービスについて、競合するサービス提供者が競争条件で不利な立場に置かれる前例をつくることになる。 ○サービス貿易の自由化に向けた多国間交渉の土台である「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」に規定されている内国民待遇条項に違反する。 ○かんぽ生命の政令改正要請を日本政府が受け入れることは、保険ならびに最近では郵政民営化に関し、長年にわたり諸外国と日本の間で締結されてきた二国間合意や協定の文言および精神と矛盾する。 ○多国間システムにおいて最先進国の一カ国である日本が自らの貿易政策を覆すことを意味し、サービスに関する有意義な多国間規律を受け入れることに対して他の諸国が消極的になる可能性がある。 したがって、日本政府は影響を受けるステークホルダーと連携し、かんぽ生命が新商品もしくは改定商品の発売を開始する前に、日本でかんぽ生命と同種のサービスを提供する外国保険会社を含む民間保険会社とかんぽ生命の間に対等な競争条件を確立し、日本が内国民待遇義務を遵守することになるよう、具体的に明確な措置をとることが不可欠です。私たちは、日本政府が透明性を確保しながらGATSの内国民待遇義務を遵守する措置をとることを、強く要請します。	—
2	高知県	みんなのための郵便局をまもる高知の会	分社・民営化を前に集配局の再編が行なわれ、高知県では71集配局のうち27局が無集配局となった。過疎地では、配達業務が広域になることから配達時間が遅くなっている。分社により、郵便事業会社の配達員に、ゆうちょ銀行の業務である送金など業務を頼めなくなった。また、住民に普段から顔見知りの配達員から他局にいた配達員に代わったことで、強盗などを警戒して居留守を装うこともあると書く。簡易郵便局の一時閉鎖や閉鎖が相次ぎ、住民にとって身近な金融機関がなくなること「金融難民」を生んでいる。「会」として取り組んだ高知県下の首長からのアンケート結果（参考資料1）や郵政産業労働組合四国地方本部のとりくんだ利用者アンケート（参考資料2）にも、民営化によるサービス低下や見直しへの要望の声が、数多く出されています。（参考資料は掲載しておりません）	政府が、郵政改革の基本方針に「金融のユニバーサルサービスを保証」ことを掲げたことは、大賛成です。そのことを、法律に明記し、法的に担保すべきです。基本方針に株式会社形態を維持するとあります。銀行法には、本来、金融業で集めたお金を商業に回すという併業は認められていない中では、郵便事業会社や郵便局会社の赤字を埋めることはできません。そのため、他の銀行と同一条件の株式会社形態では、郵便局会社と郵便局会社との一社体制はできません。郵政事業が、全国24000余りの郵便局で、通信と金融のユニバーサルサービスを提供するという公益を目的に営まれるということ、営利を基本的な目的にする株式会社形態の両立は困難ではないでしょうか？銀行や農協が、つぎつぎと採算の合わない過疎地から撤退しているのを見ればあきらかです。また、公益を目的にしながら、委託手数料への消費税負担、預金保険料、生命保険契約者保護機構負担金を負担することも矛盾すると思います。ですから、現在の四社体制を見直し、株式放出を凍結し、株式会社形態を止め、公益を目的とする公社として三事業を一体的に経営するよう抜本的に見直すべきだと思います。	—
3	東京都	JP労組 東京中央南部支部 代々木分会	民営化によって分社化したのが1番の問題。もともと同じ会社なのに、それぞれがそれぞれの利益のうばいあい、足のひっぱりあいグループとして機能してない。局会社が郵便を出すのに後納にしたり、通信事務ができないのは、本当に不便。会社間の連携をもっと緩和してほしい。	分社化を元に戻して、三事業すべてが一体となって、郵便局でのワンストップサービスの充実、手続きの簡便化。店舗によって、もっと自由にオリジナル色が出せるようにする。人件費を削るために慢性的に人手不足なので、もっと仕事を簡素化するか、新しい人材をとって育てないと会社が存続できない。	(1)改正や様式変更が多すぎる。特に様式変更は経費もそうだがエコの時代に紙の無駄すぎる。カタログのチラシ等も同様。 (2)お手軽年賀があるので、年賀の種類を減らしてほしい。 (3)局の保存するモノが多すぎる(特に郵便) (4)転居届の苦情が多いので、システムを向上してほしい。 (5)貯金限度額の撤廃 (6)保険金の請求を、お客様が郵送で出来る方法と窓口と選べるようにしてほしい。
4	大阪府	郵政産業労働組合 近畿地方本部	郵政「民営・分社化」の結果、簡易郵便局の閉鎖、ATMやポストの撤去、各種手数料の引き上げ、時間外窓口の閉鎖、集配郵便局の統廃合の影響も重なり国民サービスの大きな低下となっています。郵便局ネットワークと生活のインフラを破壊し、過疎地や離島の住民生活の利便性を後退させただけでなく、高齢者をはじめ国民の多くの安定した生活基盤そのものに打撃を与えていることが問題だといえます。 郵便局ネットワークを維持し、金融サービスを全国あまねく保証してどこで生活しても国民すべて同じサービスを受けられるようにすることが課題だといえます。	郵便貯金と簡易生命保険のユニバーサルサービスを義務づけることです。郵便、郵便貯金、簡易生命保険のサービスを郵便局のネットワークで全国あまねく公平に、利用者に簡単な方法で提供することを法律によって確保すべきです。 4分社化によってサービス提供に弊害がうまれています。分社化を見直して三事業一体の経営の一社体制に戻し、一体的なサービスの提供を行うべきです。 国民共通の財産である郵政事業を利潤追求の儲けの道具とすることは、儲からない所から撤去する、儲からないサービスはやめることになり、国民生活に不可欠なインフラとしてのサービスができなくなります。公共の福祉の増進のために効率的に活用し、国民生活の利便性の向上につながることを経営の目的にするべきです。 つまり、三事業一体の経営と金融通信のユニバーサルサービスの確保をどうしていくのかそのための経営形態の見直しを含めた議論が必要になってきます。	意見書にかかわる参考資料として、傘下の支部が取り組んだ「郵政民営化見直しアンケート」と意見等を添付します。

番号		都道府県	提出者名	①郵政民営化実施後の問題点・課題等	②郵政改革の方向性・今後の課題等	③その他
5		東京都	社団法人 経済同友会	経済同友会では、構造改革進捗レビュー委員会(委員長：梶川 融)において、郵政民営化の見直し等について検討を行ってきた。今後の郵政改革における制度設計や法案作成等に向けて、我々の意見を以下のとおり表明する。 (1) 郵政民営化実施後の問題点・課題に関して、公益性、地域性については、政府と共通の認識は持つものの、民営化以後、現段階までの業務運営において、国民生活に重大な支障をきたすような問題点が発生しているという認識はなく、民営化時の基本方針は遵守すべきである。 (2) 他方、民営化以降、全銀システムにゆうちょ銀行のシステムを接続し、全国の金融機関との間で振り込みができるようになったこと、コンビニエンスストアとの共同店舗を開設したこと等、国民の利便性が増大した。また、日本郵政株式会社による顧客満足度調査(注1)によると、民営化によってサービスが良くなったという評価が悪くなったという評価を大きく上回った。 (3) 今後の見直しにあたっては、民営化後の業務運営上の課題を政府内において明確にし、その上で改善策の検討が行われることが望ましい。	1 郵政民営化法第2条の基本3理念すべての遵守を強く求める。 (1)「郵政改革法案」(仮称)の策定にあたっては、郵政民営化法第2条の基本3理念である「国民の利便性の向上」、「見えない国民負担の最小化」、「資金の官から民への還流による国民経済の活性化」について、理念の一部だけではなくすべての遵守を強く求める。特に、資金の官から民への還流による国民経済の活性化は郵政改革の根幹をなすものであり、極めて重要である。 (2)平成21年10月20日に閣議決定された郵政改革の基本方針の「郵便局ネットワークの行政拠点としての活用」については、国民負担の増大を避けるために、地域主権の観点から地方自治体と日本郵政グループ各社との自主的な契約によるべきである。 (3)今後、日本郵政グループの各事業に公益性や地域性を付加していく場合においても、少なくとも業務改善努力により事業運営の効率性・採算性の確保の観点を維持し、公益性や地域性の付加による国民負担の増大を避けるべきである。 2 資金の「官から民へ」の還流による国民経済の活性化が重要である。そのために、ゆうちょ銀行、かんぽ生命(「以下金融2社」という。)の完全民営化を求める。 (1)公的部門から民間部門へ資金の流れを変えること等により自由で活力ある経済社会を実現するため、イコールフットINGの要件である銀行法や保険業法を引き続き適用したうえで、金融2社の完全民営化を行うことが不可欠である。 (2)他の公益事業を見るまでもなく、一定の公益性と企業の完全民営化(上場)は、両立しうるものである。 (3)ゆうちょ銀行、かんぽ生命という巨大な公的金融機関は、日本のみならず国際的な金融市場を歪める可能性がある。 (4)政府の暗黙の保証(例：政府100%出資を含む。)がある限り、金融業務に資金調達、運用上の制限が加わることは当然である。イコールフットINGが確保されていない中で、リスク資産への投融資を認めることはできない。それにより、国民共有の財産であるゆうちょ銀行、かんぽ生命の資金を国民経済の更なる発展に活用することができない。したがって、できる限り早急に従来の方針である完全民営化を行い、今後、限られた国民の資産の経済成長への寄与を最大にするべきであると考える。 (5)金融業務において、「基本的なサービス」の提供を法的に担保することは、当面認められるとしても、金融業務における「基本的なサービス」については、明確かつ最小限なものとし、いたずらに範囲を拡大することは金融業務の性格上厳に慎むべきである。例えば、それらは2005年10月民主党「郵政改革法案」法案説明にあるように、決済・小額貯蓄機能を超えてはならない。(注2) (6)ゆうちょ銀行については、金利リスク、流動性リスクの管理に細心の注意を払うべきである。このようなリスクを鑑みれば、ゆうちょ銀行の預入金残高は縮減されるべきであって、預入限度額の引き上げは認められない。 3 郵便事業会社、郵便局会社については、透明性を確保すべきである。 (1)郵便事業のユニバーサルサービスは、その対象を信書に限定したうえで、自明のことであるが、その達成については、業務の効率化による自助努力を前提とし、安易な公的負担(税金投入)及び、金融業務からの収益補填は求めないことを基本姿勢とする。 (2)将来、郵便事業において不可避な損失が生じると予想される事態となった場合においても、公益性維持のコストに関しては透明性の高い定量的把握を行い、その負担については改めて国民的議論を行う必要がある。また、信書という独占的な事業領域から、競争的な事業領域への利益移転を容認すべきではない。 (3)金融2社から郵便局会社への長期代理店契約に基づく委託手数料についての透明性確保、役務に対する正当な対価であることの検証を求める。そのうえで、郵便局会社は自助努力により今後とも自ら収益を確保すべきである。 4 金融2社と郵便事業会社、郵便局会社は組織や収支の区分けを厳格にし、また、グループ会社のガバナンス体制を構築すべきである。 (1)郵政改革監視のための組織を設置し、郵政改革の進捗をレビューすると同時に、日本郵政グループの経営ガバナンスなど郵政改革を総合的に監視すべきである。 (2)日本郵政グループ各社は、通常の株式会社が行うべき事業計画の作成、経営ガバナンスの構築等を行い、仮に、その収益や資産状況が悪化した場合には、同グループの取締役は経営責任を問われるべきである。 以上 (注1)第2回日本郵政グループ顧客満足度調査(2009年6月5日)「民営化前後の全体評価 よくなった：43.0%、悪くなった：6.9%」 (注2)「民主党『郵政改革法案』の提出について」(2005年10月3日) 5 法案の概要 (2)「2007年10月1日以降、郵便貯金については、定額貯金は廃止(新規預入を停止)し、預入限度額を500万円に引き下げる。」 (出典：民主党ホームページhttp://www.dpj.or.jp/news/?num=212) 意見書の主要なポイント (1) 郵政民営化法第2条の基本3理念すべての遵守を強く求める。 ①「郵政改革法案」(仮称)の策定にあたっては、郵政民営化法第2条の基本3理念すべての遵守を強く求める。特に、資金の官から民への還流による国民経済の活性化は郵政改革の根幹をなすものであり、極めて重要である。 ②平成21年10月20日に閣議決定された郵政改革の基本方針の「郵便局ネットワークの行政拠点としての活用」については、国民負担の増大を避けるために、地域主権の観点から地方自治体と日本郵政グループ各社との自主的な契約によるべきである。 (2)資金の「官から民へ」の還流による国民経済の活性化が重要である。そのために、ゆうちょ銀行、かんぽ生命(「以下金融2社」という。)の完全民営化を求める。 ①公的部門から民間部門へ資金の流れを変えること等により自由で活力ある経済社会を実現するため、イコールフットINGの要件である銀行法や保険業法を引き続き適用したうえで、金融2社の完全民営化を行うことが不可欠である。 ②ゆうちょ銀行については、金利リスク、流動性リスクの管理に細心の注意を払うべきである。このようなリスクを鑑みれば、ゆうちょ銀行の預入金残高は縮減されるべきであって、預入限度額の引き上げは認められない。 (3)郵便事業会社、郵便局会社については、透明性を確保すべきである。 ①郵便事業のユニバーサルサービスは、その対象を信書に限定したうえで、自明のことであるが、その達成については、業務の効率化による自助努力を前提とし、安易な公的負担(税金投入)及び、金融業務からの収益補填は求めないことを基本姿勢とする。 (4)金融2社と郵便事業会社、郵便局会社は組織や収支の区分けを厳格にし、また、グループ会社のガバナンス体制を構築すべきである。 ①日本郵政グループ各社は、通常の株式会社が行うべき事業計画の作成、経営ガバナンスの構築等を行い、仮に、その収益や資産状況が悪化した場合には、同グループの取締役は経営責任を問われるべきである。	—

番号	都道府県	提出者名	①郵政民営化実施後の問題点・課題等	②郵政改革の方向性・今後の課題等	③その他
6	北海道	郵政産業労働組合 北海道本部	—	要旨 ○三事業の基本的サービスの法的な確保のため公社以前の事業法それぞれの第一条件を復活すべき ○分社化を戻し4社を1社体制にするために ○国民共有財産を公共の福祉のさらなる増進に役立たせること ○労働環境の改善の必要性 郵政「民営化」見直しでは、まず、日本郵政株式会社・ゆうちょ銀行・かんぽ生命会社の株式処分停止の「凍結法」が将来にわたり適用されることが必要です。その上で次のように事業が実現されるべきです。 (1)郵便事業は、あまねく、公平に、国民生活・国民経済を支えるライフライン(生命線)の機能・役割を担っています。従って、郵便事業は、郵便法第1条に規定される基本理念に基づき、「なるべく安い料金で、あまねく、公平に提供すること」を目的として運営されるべきと考えます。 (2)郵便貯金事業に対し利用者・国民から望まれていることは、全国どこでも公平に利用できる「利用しやすい郵便貯金」であり、手続きが簡単でかつ安全・確実な貯金、送金や貸付など手軽にできる金融機関として存在する郵便貯金制度です。そのためには、民営化見直しに当たって、従来の郵便貯金法第一条が定める「簡易で確実な貯蓄手段としてあまねく公平に利用することによって、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進する」という本来の目的を法律で定めるべきと考えます。 (3)簡易生命保険事業に対しては、民営化以前の簡易生命保険法第一条の「国民に、簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保険料で提供し、もって国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進すること」を復活し事業目的とし法律で定めるべきです。 第二は、4分社化の見直しです。三事業一体で経営されていた郵政事業が、4分社化されることで、サービスの一体的な提供が阻害されたうえに、郵便局ネットワークの存続も危うくされました。分社化をやめ、一社体制に戻し各事業のあり方を次のように確立すべきです。 (1)郵便事業は国営、信書部門の独占維持、通信の秘密を確保し、「公共の福祉を増進する」立場から、事業財政は「独立採算制」による健全な事業運営を基本としつつ、土地、建物、基本的な機械設備等々の資産評価を正しく表した決算制度とします。 (2)郵便貯金は公共事業として「採算上不可能な地域にも郵便局を配置してサービスを提供する義務があり」「サービスの対象は原則個人で、預金の受け入れは効率性に乏しい小口に限られ」「国民に必要最低限度の金融サービスを全国くまなく提供する役割を課されています」そのための負担は、三事業一体経営による経済性を考えても銀行より郵便貯金の方が明らかに大きいといえます。従って、郵便貯金を非課税にし、さらに法人税、事業税、固定資産税等も非課税とし営利を目的としない事業形態に戻すべきです。 (3)簡易生命保険事業は、簡易生命保険法とそれに基づく命令のほか保険約款によることとされてきました。民営化見直しでは、保険種類の細目的事業は業務方法書に定め、保険約款は新たな事業体と保険加入者との契約条項を定めるべきです。政策目的に照らし適切性を確保するため、又、加入者保護の観点から利用者の声を反映する何らかの機関を検討するべきです。私たちは国会内に「郵政委員会」(仮称)を設置することを求めています。 その政策目的に「なるべく安い保険料で提供する」とし、従来は、簡易生命保険事業の経営上剰余を生じたとき、保険料の清算による加入者への還元として、加入者に分配することを法律で規定し、その分配方法は、保険約款で定めていました。見直しに当たっては簡易生命保険の第一条を復活させ、「なるべく安い保険料」で提供し、保険料の清算により、剰余金がでた場合は加入者への還元として契約者配当を行うべきです。 第三に、経営の目的の見直しです。郵便局ネットワークは、国民生活に不可欠なサービスを提供する国民の共有のインフラとして営々と築きあげられてきました。この国民共有の財産を利潤追求の道具とするのではなく、公共の福祉のさらなる増進のために効率的に活用することを経営の目的とすべきです。 民営化見直しに当たって、三事業一体の公共事業として国が責任を持って経営する事業であることとし、現在もネットワーク維持のために、地域・社会貢献基金の活用が制度化されていますが、現在支払われている委託手数料や課税を廃止しユニバーサルサービスを維持するための資金を補償する「郵便ユニバーサルサービス補償基金」を設立するべきです。 郵便貯金には、196兆4808億円(2009年3月末)の資金が集まっています。この国民資産を適切に管理し、株式運用等の失敗による損失を許さない保障をどのように実現するかが問われています。 「全額自主運用」は、公的金融であるゆうちょ銀行が信用で集めた巨額の貯金や年金積立金を市場原理に基づき、株式・国債・金融債等リスクの多い金融商品に運用するため、安全な運用とはなっていません。 200兆円もの資金の市場での「自主運用」は、従来の財投制度の根幹であった長期・固定金利の貸し出しが不可能となり、国民生活に必要な部分にお金をまわすことが出来ません。資金運用を安定的に行うためには、多様な投資対象にバランスよく投資することです。 郵貯・簡保資金は、公的資金とし地方経済、中小企業、国民生活を重点に住宅、福祉・医療施設などの資金として活用する必要があります。 第四に、上記の方向が保障されるために必要な労働環境の整備が必要です。それは公的サービスの安定的提供という業務を支えていく正社員と非正規社員の労働条件について大幅に改善されなければならないと考えます。 職場では、労働基準法をはじめとする労働法が徹底され、人員を大幅に増やし業務運行が安全安心、安定した状況のもとでこそ、国民・利用者へのサービスの向上が図られることはいうまでもありません。もとより現場では、郵政会社本社の「人件費削減計画」強行により「賃金・超勤の削減」の達成に向け「雇用調整」の実行が課せられています。日本郵政グループ各社において期間雇用社員が業務を支えている状況のもと、日本郵政グループ各社は雇用の「調整弁」として非正規労働者を扱うのではなく、培ったスキルや業務知識を生かし、安定的に雇用してこそ事業の発展にむすびつくものです。従って、常用労働力については定員化をして正社員として雇用することが必要であり、非正規雇用労働者の均等待遇が強く求められます。 以上、これから行われる通常国会で、民営・分社化後2年を経過した中でのサービス低下の実態と郵政グループ各社の現状、民営・分社化が国民にとって利便性の向上となったのかを検証され、国民の利便性とサービスの向上の点から、国民のため郵政事業として再構築する抜本的な見直しになるように改革の方向として意見を述べました。よろしくご判断のほど申し上げます。	—
7	京都府	郵政産業労働組合 京都西支部	簡易郵便局の閉鎖、ATMや郵便ポストの撤去、各種手数料の引き上げ、時間外窓口の閉鎖、集配局の統廃合等地域・住民へのサービスの後退	「4分社化体制」を見直し、三事業一体の経営を行う。また、利潤追求でなく公共の福祉の増進の経営を目的とする。	—
8	東京都	郵政産業労働組合 小石川支部 執行委員会	職場で実際に働いている者の意見として、民営化に伴い団塊の世代が定年をむかえて退職している中で、目に見えて本社員が減り非正規の社員が増えていることです。このことにより、同じ仕事をいいても賃金は3分の1程度であり、経費節減の名によるコスト削減が行われています。また、要員が少なくなり夜勤者が早出三時間超過勤務が当たり前になっている所もあり労働強化されています。余裕のない仕事の中で、交通事故の増加、誤配・誤転送・誤還付も増えて、苦情が続出しています。	私たちの組合本部が出している「郵政民営化・抜本見直しに対する意見書」の通り、第1に民営化そのものをやめて4分社化を見直し三事業一体の国営に戻すこと。第2に本来の公共企業として営利目的ではなく、公共の福祉のための事業として非正規の社員を本社員として迎えて安心・安全・確実の郵政事業とすること。第3に全国あまねく公平なユニバーサルサービスを堅持して国民本位の簡便な方法で利用できるようにすることです。	—
9	京都府	郵政産業労働組合 右京支部	(1)簡易郵便局の閉鎖、ATMやポストの撤去、各種手数料の引き上げ、時間外窓口の閉鎖、集配局の統廃合により国民サービスは明らかに後退している。 (2)郵便局ネットワークを破壊し、住民生活の利便性を後退させ、国民の安定した生活基盤を破壊している	(1)4分社化を見直し、1社体制とする (2)金融のユニバーサルサービスを義務付ける (3)公共の福祉の増進を経営の目的とする	—

番号	都道府県	提出者名	①郵政民営化実施後の問題点・課題等	②郵政改革の方向性・今後の課題等	③その他
10	福岡県	郵政産業労働組合 福岡県協議会	簡易郵便局の閉鎖、郵貯ATMや郵便ポストの撤去、各種手数料の引き上げ、時間外窓口の閉鎖、集配郵便局の統廃合など国民サービスが大幅に後退しています。郵便局ネットワークと生活インフラを破壊し、過疎地や離島の住民生活の利便性を後退させ、高齢者をはじめ国民の安定した生活基盤そのものが打撃を受けています。「郵政民営化法」案が可決された2005年の郵政国会での参議院付帯決議は守られていません。	郵政民営化によって取り私われた郵便貯金と簡易生命保険のユニバーサルサービス義務を復活させるべきです。国民共有の財産である郵便局ネットワークにおいて、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平に、そして利用者本位の簡便な方法で提供することを法的に確保すべきです。4分社化は見直すべきです。三事業一体で経営されていた郵政事業が、4分社化されることで、サービスの体系的な提供が阻害されたうえに、郵便局ネットワークの存在も危うくされています。分社化をやめ、一社体制に戻すべきです。郵便局ネットワークは、国民生活に不可欠なサービスを提供する国民共有のインフラとして営々と築きあげられてきました。この国民共有の財産を利潤追求の道具ではなく、公共の福祉の増進のために効率的に活用することを経営の目的とすべきです。	日本郵政グループ内の正社員数が激減し、非正規労働者が20万人を大きく超える状況になっており、日本一の非正規製造工場とも言われています。非正規労働者が業務を支えている一方で、雇用の調整弁として扱われており極めて不安定な雇用となっています。労働者の安定的な雇用によってこそ、事業の発展に結びつくものです。常用労働力については正社員化する必要があります。
11	東京都	特定非営利活動法人 日本防災士機構	郵便局のサービスの在り方について 公的インフラとして全国に網の目のように張り巡らされた郵便局(とりわけ特定郵便局)は、戦前より長年にわたって、国民に幅広く、かつ、きめ細かなサービスを提供することにより、地域、特に過疎地を抱える大都市部以外の地域の人々の安全と安心の拠り所となってきた。しかるに、小泉政権下の「郵政改革」により、郵政企業体としての収益性の確保が先に立つことになり、(その当然の論理的帰結として)直接収益に寄与しないサービスは原則として排除されることとなった。これは、地域の方々に損得抜きで親身に対応できるかけがえのない仕組みの維持が困難になったことを意味する。この「改革」については、「なんという近視眼的な考え方であるうか。国民の安全・安心の確保が国の最大の責務であるが、その相当部分を担ってきた郵政(特に特定郵便局)のこれまでの努力はどうなるのか?」という懸念の声を多く耳にする。郵政民営化を進めていくこと自体は時代の要請としてやむを得ないところがあるものの、だからといってその公共性を減殺してよいことにはならない。即ち、郵政の本分ともいえる「公共性性格」を基礎とすれば、ごく低コストの追加支出により、社会に対し大きな安心を提供することができる。この力を活かさずに別途同じ事業を仕組むとすれば、膨大な組織と費用、そして時間を必要とすることは自明の理である。私ども日本防災士機構は、国民の安全・安心確保にとって最も根本的な防災分野について、以上のような考えに立ち、全国郵便局長会の意見と実績もふまえながら、別途、提出する「② 郵政改革の方向性・今後の課題等」をまとめたものであり、十分なご検討を願いたい。	全国郵便局を地域の防災情報拠点とすることについて 1、防災士制度に対する全国郵便局のこれまでの取り組み ①日本防災士機構は、災害列島ともいわれる自然災害大国日本にあって、民間の立場から国民の防災力の強化につながるための防災教育を促進することを目的とした「防災士」の養成に努め、創設以来これまでの7年間で約36,000名に達する防災士を誕生させてきた。 ②この防災士のうち、実に約12,000名は「全特・全国郵便局長会」の会員である現役の郵便局長である。平成15年、全国郵便局長会が地域の社会貢献活動として「防災士資格取得」を機関決定して開始されたもので、現在も継続している。 既に有志の郵便局長防災士は地域高齢者家庭の家具耐震固定化等の地域活動等に取り組み、また昨年の岩手・宮城内陸部地震の際には、緊急物資の搬送配置に大車輪の活動を行ったことなどが大きく新聞報道された。 2、郵便局を地域の防災情報拠点にすることの意義 郵政事業の再生出発の時に当たって、全国郵便局長会が防災士資格の全員取得をめざして努力を重ねられていた経過と実績を踏まえ、かつ、地域社会からの信頼の厚い郵便局長が先頭に立ち、全国郵便局が地域の防災情報拠点となって貢献することの社会的意義は大きく、ぜひ今後の郵政改革の中の柱の一つとして加えて頂こう、お願いしたい。また、この構想を郵便局会社の業務の一環として明確に制度上位置づけ、相応の施策を展開されるよう是非ご検討賜りたい。 3、具体的施策提言例 目下、全国12の全特地方会本部は、地域選抜委員による防災委員会を組織し、地域の安全と安心のためにどう取り組むか、具体策を検討しつつあるが、考えられる施策例を次に挙げる。 ①平常時の対策 ○郵便局に「地域防災拠点として活動する、防災士のいる郵便局」等のスローガンを掲示して、地域の安全・安心の拠点の一つであることを明確化 ○地域の消防団、自主防災組織との共同防災訓練の実施や防災講演への出演 ○郵便局に地域市民が容易に利用できる「Web防災情報ステーション」の設置 ○防災グッズ、標識、保存・非常食料品などの展示や販売取り次ぎ ○郵便局にAEDを設置し、地域住民への操作の指導を含め地域の安心に寄与 ○地方自治体と協定を結ぶことによる災害時要援護者の登録支援や家庭訪問、高齢者家庭等への家具固定等の防災相談及び自治体への取り次ぎ ②災害発生時の対策 ○民生委員、社会福祉協議会等と連携し、郵便局管内エリアにおける災害時防災・防犯パトロールの実施 ○地方自治体との協定に基づき、緊急物資の搬送配置や避難所情報の提供・相談 ○地方自治体との協定に基づき、仮設住宅への入居情報の提供及び斡旋 ○災害時の住居・生活支援等に必要な各種書類の配布及び記入指導 以上について、ぜひ「郵便局ネットワークを地域の安全・安心行政の拠点化とする事業」の発展を図り、増加する郵便局長防災士を活用して頂きたいとのお願いを申し上げます。 4、法制度上の位置付けの明確化 以上のような業務の実効ある推進のためには、防災士を擁する全国郵便局の活動上の位置付けが不可欠であり、具体的には次のような点が明記されることが望ましい。 ①郵政改革法(仮称)上の位置付け 郵便局会社及び全国郵便局の業務として「地域防災活動への寄与・支援と、この体制確保のための防災士資格者の配置」を明示 ②郵便局会社の防災業務計画上の位置付け ○「防災体制の確立」(第2編第1章)に、「全国郵便局の地域防災拠点としての役割」を第4節として追加 ○「災害予防」(第2編第2章)の第5節を「防災士養成推進と防災に関する教育訓練」に改め、郵便局における防災教育・訓練の担い手を防災士資格者と明示 ○「災害応急対策」(第2編第3章)に第9章の2「災害応急対策における防災士資格者の活用」を新設し、具体的に防災士郵便局員の活動内容を記述 ③郵便局会社各支社及び全国郵便局についても災害対策基本法上の指定公共機関に位置付け、郵便局会社防災業務計画に準じた内容の防災業務計画を策定 なお、特定非営利活動法人日本防災士機構及び日本防災士会等防災士関係諸機関は、これまで培ってきたノウハウ、人材を結集して郵政改革の一助となる用意を整えているので、申し添えます。	—
12	福岡県	郵政産業労働組合 福岡貯金支部	民営化と同時に4分社化されたことにより、サービスの体系的な提供が阻害された。ATMの撤去や簡易郵便局の廃局が続き、利用者に不便をかけている。	郵政3事業はユニバーサルサービス事業として、全国あまねく公平に、利用者にとっても簡便な方法で提供する事を法的に確保すべきです。	経営の目的を、営利ではなく、公共の福祉のさらなる増進のために活用することを経営の目的とすべきです。

番号		都道府県	提出者名	①郵政民営化実施後の問題点・課題等	②郵政改革の方向性・今後の課題等	③その他
13		東京都	全国地域婦人団体連絡協議会	(1)まずは郵政民営化の効果と課題を検証することが必要 郵政民営化後の実態を把握・整理することが求められます。とりわけ公益性の高いサービスの担い手として、地域の信頼を得ていた郵便局が、国民から離れたものとなっています。厳しい財政・経済状況下でのサービス向上の在り方を検討すべきです。 (2)企業としての企業統治(コーポレートガバナンス)のあり方の見直しが必要 宿泊・保養施設「かんぼの宿」の譲渡契約や日本通運との宅配統合を巡って混乱がみられるなど、グループ企業全体としての企業統治が不十分であることが露呈しました。国民の共有財産であった郵政事業を進めるうえで、企業統治不在のままでは消費者の信頼を得ることはできません。企業統治体制の強化と情報開示について、徹底した取組みを期待します。 別添資料 ＜全国地域婦人団体連絡協議会＞ 全国地域婦人団体連絡協議会は、地域婦人会・女性会の連絡協議機関で、50団体(47都道府県＋3政令市)が加盟しています。地域に深く根ざし、環境・福祉・青少年健全育成・防災・消費者問題・地域活性化など、地域・くらしに関する幅広い活動を行っている団体であることから、消費者・地域住民の視点で、全国の様々な地域に住む会員の声を政策提言しております。このたびの郵政改革につきましても、全国のネットワークを通じ、冷静かつ敏感な住民の声を聞き取りました。私たち全地婦連は、この郵政改革が真に住民の生活の質の向上につながると共に、社会の発展に寄与するものであることを切に望んで意見提出をいたします。 ＜地域から寄せられた声＞ (1)郵政民営化実施後の問題点・課題(現状) ◎特に変わらない、不便になった、機械的な対応になった、売り込みが多くなった、との意見もあるが、郵政民営化後に接客対応や郵便局全体のサービス・雰囲気良かったとの意見も同様に聞かれた。(全国各地) ○簡易郵便局がなくなり、中山間地、高齢者の多い地方は不便です。(鳥取県) ○改革後、誤配が大変多くなった。(鳥取県) ○婦人会活動で振込等を行う必要がどうしても生じるが、身分証明が厳しくなり、「婦人会会長である証明をもってください」ということを言われるようになり、結局他の金融機関へ利用口座を変更したケースがあった。(中部地方) ○ATM・窓口をよく利用していて、他の金融機関と比べて本人確認証明書の提出を求められることが多く、面倒に思っていました。今回このアンケートを記入するためインターネットで調べたところ、利用限度額など窓口で変更できることがいろいろあることを知りました。もっと窓口の方の説明等、教育を徹底して欲しい。(北海道) ○郵便物を配達センターが配達されても、印鑑の必要な郵便物の場合、留守をしていると遠いところにある集配局まで持ち帰られてしまう。近くの郵便局に行っても、自分の局の業務ではないと、そっけなく言われてしまう。大変不便です。(鳥取県) ○病気や高齢で動けない夫の代わりにお金の手続きなどで局に行った時、顔見知り(よく知っている間柄)の局員であっても、本人確認のための印鑑や保険証が必要と、自宅と局を何度も往復する。交通機関の少ないところでは大変不便。大学在学中で都会に出ている子どもなどの本人確認も大変である。(鳥取県) ○郵政民営化になった時は、昔の方が良かったと思いました。分業された名前が似た様な名前だったので、窓口で戸惑いましたが、現在はやっとわかりました。高齢になるとわかりづらいです。(北海道) ◎過疎地などで頼りにされていた郵便局、という意見・イメージと同時に、郵便局職員の接客の質については、郵政民営化以前からの不満も聞かれた。(各地) ○中山間地の町村では、その率が6割～7割にも達し、独居老人世帯が多く一日中、人と出会うこともないため、話をする機会もなく、長い一日を過ごす老人たちにとって、郵便さんは心の拠り所でした。郵便物と共に、山の下から新聞も届け、世間話も交わし、時には、急病人を見つけ、安否の確認もしていたと聞いております。老人たちはそのお礼にあげる野菜作りに励み、お互いに深い絆で結ばれておりました。民営化後は業務も事務的になり、全くその余裕も無くなった様に思います。以前は「ゆーびーん」と声高らかにポストに入れて下さって、「ありがとうございます。御苦労様」と声をかけたものですが、今は無言で配達しております。(高知県) ○6万ページにも及ぶという対応マニュアルがあり、職員数の少ない局で様々な業務をこなしていくため、サービスどころか機械的な対応しかしてもらえないので、高齢者にとって心細い。(鳥取県) ○ノルマがあるためなのか、窓口でいろいろな物を進められます。あまりしつこくて、行きたくなります。(北海道) ○窓口等で郵貯がとても混んでいることが多いと思います。分社したことによりバランスが取れていないのではないですか。(北海道) ◎中間山地や過疎地では、不便になった・温かい雰囲気なくなってしまうといった事例や危機感とともに、涉外社員出張サービスや移動郵便局等による、地域の状況に応じたサービスの充実を期待する声が聞かれた。(北海道・長野・徳島など) ○一方で、小さな集落でもともと郵便局がなかったのに、郵政民営化後に新たな郵便窓口ができて便利になった、という意見もあった。(紀伊半島) ○民営化以後、地域貢献を非常に積極的に行ってくれるようになった、と具体的な事例の提供があったが(九州地方の島嶼部)、他にこうした報告はなかった。	(1)長期展望にたった郵便のユニバーサルサービスを設計することが必要。 郵政民営化のために膨大な経費をかけてきたこと、民営化によりサービスの向上の面もあることなどから、民営化自体をゼロから見直すべきではないと考えます。 10年・20年先を見越した全体の制度設計には市場システムも含めた検討が必要です。 (2)郵政事業の改革に向けて、地域の特性にも配慮した柔軟な設計が必要。 中山間地・過疎地域等におけるサービスの低下は、その地域の住民のくらしに直結します。とりわけ、厳しい経済社会の中で、困難に陥っている高齢者たち、その周囲の人々が置かれた厳しい状況からの回復を目指す上からも、各地の郵便局は本来業務のほかには、地域貢献業務による場の提供にとどまらず、地域に必要なかつ高質なサービスを展開する事業体であることを認識していただきたいと思います。 そのうえで、企業や地域との連携といった可能性をあらゆる面から検討し、消費者や住民が参加できる形での制度設計が必要です。 別紙の続き ◎郵政民営化については、全面的に元に戻すべきといった意見はなかった。費用もある程度かけてここまで取り組んできた民営化の取り組みを、急にすべて見直すことについては、否定する意見も多かった。(各地) ○改革してまた元に戻ってしまうのは、思わしくない。せつかく民営化したのだから自分たちでやってみるべきだと思う。(北海道) ○僻地や過疎地における郵便事業や郵便局の機能を、現行のまま維持してほしい。効率性、採算性の追求を掲げて、事業を展開すると僻地や過疎地は不利である。生活を支える郵便局の存続を強く願う。(岐阜県) ○株式の半数以上は、国の保有にしてほしい。(岐阜県) ○人口密度の高い都市部と田舎の人口の少ない地方とでは、同一システムではいけないと思う。中山間地に親切な郵便事業に改革していただきたい。(鳥取県) ○郵政は、規模・企業の構成にしても他に類を見ないと思うので、民営化で得られた今までと違った自由をいかし、他の企業との連携や新しい分野へ進出して欲しい。(北海道) ◎女性職員の責任ある立場への登用の少なさが、民営化以前からの接客態度の質に影響してきたように感じる、との男女共同参画の観点からの意見もあった。(中部地方)	

番号	都道府県	提出者名	①郵政民営化実施後の問題点・課題等	②郵政改革の方向性・今後の課題等	③その他
14	東京都	社団法人 生命保険協会	—	(1) 当会がこれまでに問題意識を表明して解決が図られてきたが、国営事業時代の特典(政府保証・三事業兼営・租税負担の減免・民間と異なる監督規制等)が復活し、民間生保と同一市場で競合するような制度となるのであれば、健全な生命保険市場発展の阻害要因となりかねないと考えます。 (2) 従って、郵政改革法案の具体的な検討にあたっては、以下の点にご配慮いただきたいと考えます。 ① かんぽ生命が今後も民間生保と同一市場で競合するのであれば、「公正な競争条件を確保」すること ② 「公正な競争条件の確保」「適切な態勢整備」が実現しないのであれば、保険金額の限度額引上げをはじめとする業務範囲の拡大を認めないこと	当会を含む事業者の意見聴取、国民からの意見募集等、透明性の高いプロセスを経たうえでの慎重な検討が行われることを要望いたします。
15	東京都	駐日欧州連合代表部	—	欧州委員会は、2009年10月20日における閣議決定に基づき、日本政府が日本郵政民営化の見直しを行っている中、郵政改革に関する意見を表明する機会が与えられたことを歓迎する。 欧州委員会の理解では、国内全域において郵政サービスが確保するために、日本政府は日本郵政グループを再編することを決定した。また、日本政府は、日本郵政の事業を規制する新法を採択し、郵政民営化法を廃止するための法案を、2010年1月18日に召集される通常国会に提出する計画であると理解する。欧州委員会は、ゆうちょ銀行とかんぽ生命に適用される銀行法および保険業法に代わる新たな規制を検討していることに、注目している。 欧州委員会は、日本政府の透明なプロセスを確保するとの公約を歓迎するとともに、それぞれの異なる段階に関するオープンな協議を求めるものである。欧州委員会は、どのような施策を実行するにしても、プロセスの透明性と、主要な外国の利害関係者の協力的関与が確保され、貢献する意思を有する利害関係者に十分な時間を提供するべきであると、考える。透明性と明確な方向性により、民間事業者が必要とする予見性が与えられるべきである。 今後導入される施策が、日本郵政が他の事業者と競合している市場部門、すなわち、金融、国際スピード便、郵便などにおいて、競争的条件を変えるという意図せぬ影響を生じさせることがあってはならない。日本郵政が提供する競合サービスのあらゆる部門において、平等な競争条件が与えられるよう、公正なる土俵が整備されなければならない。 この観点から、欧州委員会は以下の4点を特に注視する。 (1) 日本郵政グループの企業の事業分野のいかなる拡大に関しても、公正かつ透明な条件； (2) 郵便配達部門の開放； (3) 金融サービス事業者による郵便局網へのアクセスの改善； (4) 国際スピード便に関する公正な競争。 上記の4点は日・EU規制改革対話の枠組みにおいても協議されるものであり、今後の改革プロセスにおいて勘案されることが必要である。欧州委員会は、日本政府に対して、包括的な見直し、調査、影響評価を活用するとともに、改革の事後評価を予定し、その結果を公表することを要請する。欧州委員会は、日本とEUの対話が、本分野における意見交換を可能にすることにより、双方にとって便益をもたらすものと確信している。欧州委員会は、必要とあらば、EUの郵便サービスに関する専門知識と、EUの郵政改革の重要な要素に関する情報を提供したいと考える。	—

番号	都道府県	提出者名	①郵政民営化実施後の問題点・課題等	②郵政改革の方向性・今後の課題等	③その他
16	東京都	全国銀行協会	—	郵政改革に係る考え方について 1 郵政改革に係る基本的な考え方 (1)財政投融資改革による郵便貯金の資金運用部への全額預託義務の廃止、民間金融機関の店舗網の充実等により、「官業」としての「少額貯蓄手段の提供」という郵便貯金事業の制度目的・意義は乏しい。 (2)郵政改革における郵便貯金事業の見直しの原則は「適正な規模への縮小」「民間金融機関との公正な競争条件の確保」「郵政3事業間の適切なリスク遮断」である。官業ゆえの特典とそれにもとづく規模の肥大化といった構造を是正して金融市場における公正な競争を促すことを通じて、公的部門から民間部門へ資金の流れを変え、わが国経済の発展および国民の利便向上を図ることが重要である。 (3)郵政改革の結果、郵便貯金事業に対する政府出資が残る等の政府関与がある場合には、民間金融機関との競争条件に著しい不均衡がもたらされる可能性がある。従って、完全民営化を前提として進められてきた業務範囲の拡大は認めるべきでなく、むしろ民業補完、公正な競争条件確保の観点から業務範囲等の規制・制限が必要となる。 ・今後、郵便貯金事業のあり方がいかなる方向性で見直しがされるとしても、公正な競争条件を確保できない「暗黙の政府保証」を含めた官業ゆえの特典を保持しながら、民間金融機関と同様のビジネスを実施することは許容できず、官業としての位置付けを併せもつ場合には民業の補完に徹するべきである。 2 個別論点に対する考え方 (1)業務範囲について ①今般の郵政改革により、郵便貯金事業に政府出資が残るなど官業の位置づけとなる場合には、民間金融機関との公正な競争条件の確保が困難なため、新たな業務への参入を許容すべきではない。 ②例えば、中小企業等向け金融については、民間金融機関はその円滑化に全力をあげて取組んでいるところであり、民間が対応困難な場合にも、既に日本政策金融公庫等の公的機関により十分に民業補完の措置が図られている。こうしたなか、公正な競争条件の確保、将来的な国民負担の発生可能性回避の観点もふまえれば、中小企業等金融の分野に新たな公的機関が参入する必要性はない。 ③預入限度額についても、財政投融資改革以前の全額預託義務の廃止、民間金融機関の店舗網の充実等を鑑みれば、限度額の引上げや撤廃は措置すべきではなく、むしろ民業補完、公正な競争条件確保の観点より、制限の強化を検討すべきで、こうした措置を通じ、適正な規模への縮小を進めていくべきである。 ・こうして、郵便貯金事業としては民業の補完を徹底し規模縮小を進めていく一方で、郵政事業全体としては郵便局ネットワークの販売網を最大限活用できる事業計画を検討していく等により、郵政事業全体としての収益性・効率性向上に資すると同時に、国民利便の向上やわが国経済の健全な発展にも繋がるものとする。 ④一方、郵政改革検討の結果、仮に、従来の方針通り、郵便貯金事業が将来的に完全民営化される場合も、完全民営化にかかる移行期間において民間金融機関との公正な競争条件が確保されない場合には、新たな業務への参入を許容すべきではない。また、完全民営化までのプロセスにおいて、「経営規模の縮小」「公正な競争条件の確保」「地域との共存」等についての配慮が必要である。 ⑤なお、いずれの方向で改革される場合においても、まずは、今後の郵便貯金事業について、上記の観点を踏まえた事業計画の全体像や規模縮小を図るための具体的なあり方等について明らかにされるべきである。また、これまで完全民営化を前提として既に拡大された業務についても、民間金融機関との公正な競争条件の確保や民間業務への影響等を適宜検証し、必要に応じて業務範囲の再見直しを検討すべきと考える。 (2)検査・監督等について ①監督当局の検査・監督については、民間金融機関との公正な競争条件の確保や、わが国金融システムの健全性の確保等の観点から、見直し後の政府関与の有無にかかわらず、銀行同等の検査・監督の維持が必要である。 ②民営化時に措置された「政府保証の廃止」「納税義務」「新旧勘定の分離」等については、民間金融機関との公正な競争条件の確保や、財政負担の極小化等の観点から、一定の政府関与が残る場合においても基本的に維持されるべきである。 (3)その他 ①グループの経営形態(郵政3事業のあり方)については、他の事業のリスクが郵便貯金事業に波及し、わが国金融システムの健全性に悪影響を及ぼすことを防止する観点から、郵便貯金事業を引き続き他の事業から分離するなど、3事業間の適切なリスク遮断が措置されるべきである。 ②郵便貯金事業等において、利用者の安心や利便性を担保する観点から、適正な業務遂行を確保するため、内部管理・コンプライアンス態勢のさらなる充実・強化に取組むことが不可欠である。 ③郵便貯金事業の規模縮小、民間金融機関との公正な競争条件確保、適切なリスク遮断等が確実に行われているかのチェック等のため、必要に応じ、第三者による公正・中立な立場の監視機関等を設置し、関係者からの幅広い意見聴取を行うべきである。	—

番号	都道府県	提出者名	①郵政民営化実施後の問題点・課題等	②郵政改革の方向性・今後の課題等	③その他
17	東京都	全国生命保険 労働組合連合会	郵政民営化にあたっては、民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが不可欠であると考えており、民営化実施後の問題点や課題を整理するに際しても、この点が重要な判断基準になるものと考えております。 こうした観点から、かんぽ生命において旧契約の分離、新契約における政府保証の廃止、各種税負担、生命保険契約者保護機構への加入等の措置が講じられたことについては、公平・公正な競争条件の確保に向けた第一歩として、一定程度評価できるものと考えております。 しかしながら、民営化後きわめて短期間のうちに、入院特約の見直し等の新規業務の申請・認可がなされたことについては、政府による間接的な株式保有がなされていること等に鑑みて時期尚早であり、遺憾であると考えております。	平成21年10月20日に閣議決定された「郵政改革の基本方針」がどのように具体化されるかは現時点では不明ですが、ゆうちょ銀行・かんぽ生命が「官製金融」を担う事実上の国有企業となり、「暗黙の政府保証」の問題をはじめ、民業圧迫を招くことが懸念されます。 また、ゆうちょ銀行・かんぽ生命に集められた資金が国債での運用等を通じ公的部門に流れる傾向が一層顕著になり、健全な金融システムの発展を阻害するおそれもあります。 こうしたことから、「郵政改革の基本方針」については、公平・公正な競争条件の確保等の観点から、今後の展開によっては、大いに問題となるものと考えており、「郵政改革法案」(仮称)の具体的内容の検討にあたっては、以下の点を十分考慮いただきたいと考えます。 <郵政株売却凍結について> 平成21年12月4日に「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」が臨時国会において可決・成立しました。これにより、ゆうちょ銀行・かんぽ生命に対する政府の関与はこれまで以上に強まることとなり、「暗黙の政府保証」をはじめ、公平・公正な競争条件の確保等の観点から、問題があると言わざるをえません。郵政民営化以降進められてきたかんぽ生命等の新規業務拡大は、近い将来の株式売却を前提に進められたものであることから、株式売却凍結がなされた現状において、新規の業務拡大が認められるべきではないことは言うまでもなく、むしろ業務の見直し・縮小を図る必要があると考えます。 <3事業一体運営・分社化体制見直し等について> 郵政3事業が郵便局にて一体的に展開されることによって、郵便局ネットワークを一層優位に活用した金融2社の事業展開がなされることが懸念されます。また、郵便局ネットワークが地域のワンストップ行政の拠点として活用されることによって、郵政3事業の公的性格がより一層強まっていくものと想定されます。 こうした中にあっては、国の信用力を背景とした金融事業が展開され、「暗黙の政府保証」がより一層懸念されることから、3事業一体運営・分社化体制見直し等を行うにあたっては、公平・公正な競争条件の確保を大前提に検討を進めていく必要があると考えます。 また、現在の持株会社・4分社化体制の見直しによって、各事業間の採算が不透明になり、金融2社の健全性、ひいては金融システム全体の健全性にも悪影響を及ぼしかねないことから、各事業間の適正な採算管理を担保することが必要と考えます。 <ユニバーサルサービスの法的担保について> 生保労連組合員の大半を占める営業職員は、全国各地のお客さまからの要請に応じて自宅等を訪問し、対面によるきめ細かい対応を行っており、生命保険サービスを希望しても受けられないという状況は皆無に等しいと考えられます。このような状況下、生命保険事業において、特定の会社に対してユニバーサルサービスを法的に義務化することについては、その必要性といった観点から、疑念を抱かざるをえません。また、ユニバーサルサービスの法的義務化によって、民業圧迫を招くことも懸念されることから、慎重な検討が必要であると考えます。 また、「新たな規制」の導入を検討するとのことですが、ユニバーサルサービスの法的義務化を理由として、特定の会社に対して保険業法と異なる規制を適用させるということであれば本末転倒であると考えます。公平・公正な競争条件の確保の観点からは、郵便貯金事業・簡易生命保険事業には現行の銀行法・保険業法を適用すべきであり、仮に、「新たな規制」を導入するとなった場合においても、現行の銀行法や保険業法との整合性を十分に踏まえた対応が必要不可欠であると考えます。	今後の郵政改革にあたっては国民生活の確保及び地域社会の活性化等は重要な視点であると認識しておりますが、その大前提として、公平・公正な競争条件の確保が必要不可欠であると考えます。 その上で、今後の議論にあたっては、適時関係各方面から幅広く意見聴取し、透明性の高いプロセスを経て慎重に検討を進めていくことを強く要望いたします。 なお、平成22年度税制改正大綱において、郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置について所要の検討を行う旨記載されておりますが、この点についても、十分な議論を経た上での慎重な検討が必要であると考えます。

①郵政民営化実施後の問題点・課題等			②郵政改革の方向性・今後の課題等	③その他
番号	都道府県	提出者名		
18	東京都	在日米国大使館	—	—
			(1)米国は、日本郵政グループ企業が競合する民間会社と比べて享受している優遇措置について、また、それらの優位性が、日本の保険、銀行、エクスプレス事業市場において米国企業を含む民間企業が対等な条件で競争する能力に及ぼす影響について、長年にわたり懸念を持っています。これらの懸念は、日本郵政グループ企業の株式を政府が全額保有しているか、日本郵政が一部民営化されているか、または完全に民営化されているかという事とは関係無く存在します。 (2)米国は、郵政改革のプロセスにおいて日本郵政グループ企業と競合する民間会社との間に対等な競争条件を確保するよう日本に求めます。米国はさらに、日本の国際的な義務と一致するように、いかなる新しい法律や関連する規則、命令、そしてその他の行政行為も、前述の目的を完全に達成すると共に、日本郵政グループ企業にいかなる新たな優位性をも与えないよう要望します。 (3)民間企業との競争範囲を拡大するような、新規または変更された保険商品の発行や、新たな貸付業務の導入、元売り、および引き受けを日本郵政グループ企業に認めるには、規制と取り扱いの同等性が前提条件となるべきです。 (4)対等な競争条件の確立は、保険分野において内国民待遇を与える世界貿易機関(WTO)の「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」に定める日本の約束を順守するためにも極めて重大です。 (5)米国はまた、郵便事業会社と国際エクスプレス事業会社との間に対等な競争条件を確立することにより、国際エクスプレス事業における競争上のゆがみを払拭することを日本に要望します。 (6)郵政改革が、日本の保険、銀行、エクスプレス事業分野に与える広範な影響を考えると、米国は日本に対し、郵政改革の検討とそれに続くいかなる法案や規則の制定過程においても、完全な透明性を確保するよう求めます。 米国政府は、意見を提出する機会を得たことを感謝し、また、郵政改革推進室が、この重要な案件についてすべての利害関係者から意見を募集していることをうれしく思います。米国は、郵政改革推進室が検討を行う中で、また法案や関連する規則、命令、行政行為の作成においても、これらの意見を十分に考慮していただくよう慎んで要請します。 米国は、日本郵政グループ企業が競合する民間会社と比べて享受している優遇措置について、また、それらの優位性が、日本の保険、銀行、エクスプレス事業市場において米国企業を含む民間企業が対等な条件で競争する能力に及ぼす影響について、長年にわたり懸念を持っています。これらの懸念は、日本郵政グループ企業の株式を政府が全額保有しているか、日本郵政が一部民営化されているか、または完全に民営化されているかという事とは関係無く存在します。 これらの継続的な懸念に基づいて、米国は、郵政民営化法の第二条に一致するように、郵政改革のプロセスにおいて日本郵政グループ企業と競合する民間会社との間に対等な競争条件を確保するよう日本に求めます。米国はさらに、日本の国際的な義務と一致するように、いかなる新しい法律や関連する規則、命令、そしてその他の行政行為も、前述の目的を完全に達成すると共に、保険、銀行およびエクスプレス事業分野において、日本郵政グループ企業にいかなる新たな優位性をも与えないよう要望します。 保険と銀行分野における対等な競争条件にかかわる抜本的な懸念に対処することは、日本の金融制度の健全な規制に貢献し、これらの分野における全体的な競争を促進します。米国は、日本郵政グループの金融各社が、民間のサービス提供者と同じ独立した監督機関の下で、同じ規則と取り扱いの対象となるような規制および施行の枠組みを整備し、上記の目的を達成するために必要な方策を取るよう、日本に要望します。対等な競争条件を実現するために必要な方策には、次のものが含まれますが、必ずしもこれらに限定されるものではありません。 (1)すべてのサービス提供者について平等な監督上の取り扱いを確保する。 (2)すべてのサービス提供者が日本郵政グループの金融商品の販売網に対して、同じ水準と質のアクセスを享受できるよう確保する。 (3)新設された日本郵政グループの事業と「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(承継法人)」などの関連団体の中で、内部相互補助が行われることを防止するための適切な措置を導入する。 民間企業との競争範囲を拡大するような、新規または変更された保険商品の発行や、新たな貸付業務の導入、元売り、および引き受けを日本郵政グループ企業に認めるには、規制と取り扱いの同等性が前提条件となるべきです。対等な競争条件の確立は、保険分野において内国民待遇を与える世界貿易機関(WTO)の「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」に定める日本の約束を順守するためにも極めて重大です。 エクスプレス事業に関しては、米国は、国際エクスプレス事業において競走上のゆがみを払拭する重要性を改めて表明します。郵便事業会社の「ゆうパック」と国内の宅配事業の間では対等な競争条件が規定されましたが、国際エクスプレス事業と郵便事業会社のEMS(国際スピード郵便)の間には、いくつかの重要な点において依然として相当な不平等が存在します。対等な競争条件を確保する為に必要な措置には、国際エクスプレス事業等の競合事業に課されるのと同等の通関手続きと費用を関係する日本郵政グループ企業に課することを確保する、また、独占事業である郵便事業の収益によって郵政事業会社の国際エクスプレス事業へ相互補助が行われる事を防止する、等が含まれますが、これに限定されるものではありません。米国は、日本が、郵政事業会社もしくはその後継組織と民間の国際エクスプレス事業者との間にゆがみのない競争条件をもたらす為、対等な競争条件に関するすべての懸念の解決を最優先課題とすることを期待します。 郵政改革が、日本の保険、銀行、エクスプレス事業分野に与える広範な影響を考えると、米国は日本に対し、郵政改革の検討とそれに続くいかなる法案や規則の制定過程においても、完全な透明性を確保するよう求めます。米国は、この意見募集のように、郵政改革のプロセスの中で考慮していただける意見を利害関係者が提出することを可能にするタイムリーで有意義な機会を、日本が引き続き提供することを歓迎し奨励します。	

番号		都道府県	提出者名	①郵政民営化実施後の問題点・課題等	②郵政改革の方向性・今後の課題等	③その他
19		広島県	郵政産業労働組合 広島支部	広島市中区の中心部に位置する(旧)広島中央郵便局の組織は、民営化により「郵便事業株式会社広島支店」と「郵便局株式会社『広島中央郵便局』」に分割されました。この職場で変遷を体験してきた職員の労働組合として、意見を述べたいと思います。郵便局会社は、分割時に要員面で余裕をもった人員を確保していた模様ですが、郵便事業会社側は民営化前から続く「郵便関係職員」の退職によって、当初計画より1万人以上の「欠員」が生じることとなった事態は、業務運行に大きな支障を来す結果となりました。公社時代から「コスト削減」を至上命題に進めてきた本社は、「民営・分割」という大改変を迎えるに当たっても、人的に厚くして不安要素を低減する策を取ることなく、委細かまわず「人減らし」を続けたのです。郵便局株式会社は組織改変で「部制」を敷き、郵便・貯金・保険三事業と共通(総務会計)に分かれていた職員の人事交流を強力に進めました。この研修・教育にかかる経費は相当のものであったと聞き及びます。全国的に執り行われたことは、九州圏の職員からの体験談で知らされました。分社化に際して各事業を「切り分け」るために莫大な資金が費やされたわけですが、窓口ロビーにまで間仕切り壁やシャッターを設けるその手段・方法は、不可逆性を追求する意図を強く感じさせるものでした。ここからは郵便事業株式会社の実情とその問題点を述べます。民営・分社化された平成19年10月以来の状況を『郵便事業安楽死』作戦と名づけ、私たちは利用者・職員の区別なく警鐘を鳴らし訴えてきました。「郵便局を信じるな!」という衝撃的なタイトルで特集を組んだ経済誌(週刊ダイヤモンド平成19年12月22日号)があります。職員を幸せに出来ない会社が利用者・お客様に『満足』を与えられるはずはない!と断じられましたが、全く同感です。会社そのものの信頼感が喪われているのです。『あたらしいふつうをつくる』というキャッチコピーに、大手広告会社への莫大な浪費が隠されていました。一方で、コスト削減のスリム化で人材はなく、これまで出来ていた事すら出来ない現実があります。「維持する」と言いながら後退するサービスに利用者・お客様の信頼も失われ、職員もシステムも疲弊して「自己崩壊」するのを待つ…宅配便事業統合「JPエクスプレス」の顛末をみれば明かです。これこそが周到な『郵政事業安楽死』作戦の一端なのです。 公社時代から何かと問題点の多かった職員に対する「人事評価制度」は民営化以降、管理者による恣意的な査定がより強くまかり通っていると思います。職員に対する評価に公平性があるかどうか非常に疑問に感じます。評価をする管理者は、評価項目にない「販売実績数」という目に見える数字のみで職員のすべてを評価するに至ってきています。営業を否定するわけではありませんが、本来の仕事である郵便業務(配達や区分けなど)が疎かになってきている事実もありますし、管理者による営業成績の低い職員や、立場の弱い非正規社員へのパワーハラスメントが目につくようになってきています。こういったことが積み重なればどうなるか、雑誌や新聞などにも取り上げられましたし、国会でも取り上げられた『自爆営業』へと行き着くことになります。実際に現場段階では当たり前のようにあることです。自宅に送る、職員同士で送り合う、身内にお願いで買い取ってもらう、形は様々でも『自爆営業』=不適正営業に変わらないのではないのでしょうか。 営業に関連したことでは不明な点が多いのも問題です。例えばカタログゆうパックを1個、販売した際の「利益」は?また葉書・切手を売った場合の「利益」は?これら重要な収支の情報が働いているものの一切知らされていない、教えようともしていません。職員が自社の製品を取り引するのに「利益率」等を全く知らない、こんな会社が日本郵政グループ以外にあるでしょうか。また、ゆうメール(冊子小包)など形はどうであれ大量差出をすれば、重量が上限いっぱいであっても一般的な封書(普通通常郵便物・定形)より安い料金で引受けることも問題があると考えます。民営化以降、料金設定に自由度が広がったとはいえども取扱物数のみが重要視され、適正な料金徴収という視点を欠いた営業姿勢です。数多くのメール便業者が参入してきている現状において、郵便配達と同様の仕事をしているメール便業者に対して郵便法が適用されないのはおかしいのではないのでしょうか。実際にメール便業者などで犯罪(隠匿や廃棄)があった場合、契約解除と損害賠償以外の請求は難しいと聞いた人もいます。一方で郵便法の適用、一方では野放しに近い状態では都市部におけるメール便の良いとこ取りが続くでしょうし、郵便事業にとって一番大切なユニバーサルサービスにも影響が出て来るのは必死です。 公社の時代より導入されてきた『JPS(ジャパン・ポスト・システム)』、あの有名なトヨタの生産方式を真似て作られたようですが、このJPSの導入こそが今に至る職場の混乱を産み出した元凶だと考えます。「ムダ・ムラ・ムリ」を省くという華麗なる謳い文句とともに導入をされたわけですが、実際には多少のムダとムリは省けても、それ以上のムリを職員に押しつけてきた代物だと思います。彼らJPSが頭で考えた事と、現場における実際の仕事とはあまりにもギャップがありすぎるのが実情であり、何を基準に数値を算出してきているのか非常に疑問に思います。現場にいる人間を機械だと思っているのでしょうか。また、本社などから視察がある場合でも直前になって取り繕う有様で、都合の悪いデータが出ていれば改ざんまでしてしまうことも。出来ていない事でも出来ているという報告をすればどうなるでしょうか。その場は何とか誤魔化せても膿は溜まる一方となり、そのうち治療ができなくなってくるのは明白です。 自分たちの言う事が正しく、現場からの声には耳を傾けようとしもない、そういった姿勢も見えてきています。こういった部署の必要性和存在を疑問に感じますし、導入から数年を経た今だからこそ見直すべきではないでしょうか。 民営化以降、あまりにも行き過ぎた人員削減とコスト削減が行われてきています。午前中に配達をしていた地域が午後になり、午後の地域が夕方になり、「夕刊を取りに行っても郵便は無かったけど、朝刊を取りに行ったら入っていた」そんな笑えない話も聞いたことがあります。確実にサービスがダウンしていると言えるでしょう。昨年の秋から年末にかけて、全国的に人命に関わる大きな事故が多発しました。これも行き過ぎた人員削減が招いた結果だと思います。人が少ないから配達量が増え気持ちがあせる、時間指定の郵便物などで時間に追われ、気持ちがあせる、バイクや車で配達をする人間にとって一番危険な「気持ちのあせり」が常につきまとっている危険な状況が現実です。コスト削減が進む中で残業をさせないような動きも目立ち、結果として「ただ働き」が蔓延してきています。全国的にみても「ただ働き」のない職場はないと思われます。今の郵政職場は職員による「ただ働き」でもっているといっても過言ではないと考えます。それほどまでに「ただ働き」が当たり前になってきている現状に対し、会社側が見て見ぬふりをしていることが問題だと思います。	民営会社はすべての業務の前提に「利益の追求」を置かざるを得ません。私たちは利用者・お客様＝すなわち国民に対するユニバーサル・サービスを維持する立場での改革を求めています。株式売却の凍結そして禁止は第一歩であり、郵便・貯金・保険の三事業の一体的な提供が担保される「一社」体制を確立させるよう改革を促進させるべきと考えます。なにより、「改善」されず「後退」したサービスによって失われた利用者・お客様の信頼をとり戻すために、閉鎖された簡易郵便局の復活や「配達センター」の集配支店化に尽力し、全国津々浦々にある郵便局ネットワークを活かした経営を行う方向性で、諸課題に当たっていただきたい。不可逆的に一旦、切り離された会社を統合するのはハード面・ソフト面でも大きな困難を伴うことですが、私たちは協力を惜しみません。今後の改革論議に期待し、注視しています。	—

番号	都道府県	提出者名	①郵政民営化実施後の問題点・課題等	②郵政改革の方向性・今後の課題等	③その他
20	東京都	社団法人 全国信用金庫協会	(1)ゆうちょ銀行の規模について 郵便貯金は、これまで官業としての恩恵を受け、政府の信用を背景として規模を肥大化し、広範な店舗ネットワークを維持しており、ゆうちょ銀行は発足当初から、民間金融機関に対してはるかに優位な条件でスタートしている。 ゆうちょ銀行が巨大な規模を維持したままでは、民業圧迫や地域金融の健全性確保への懸念が大きい。 また、ゆうちょ銀行が巨大な資金を運用するリスクも非常に大きく、万が一、そのリスクが顕在化した場合は、わが国金融システム全体への悪影響、さらには、経済の活力自体を損なう危険性がある。 (2)公正な競争条件の確保について ゆうちょ銀行が政府の出資会社である限り、利用者が『ゆうちょ銀行は潰れない、政府は潰さない』という暗黙の政府保証の期待を抱いてしまうことは事実であり、郵政株式処分凍結法案が可決・成立した現状においては、そうした利用者の期待はより一層強まっているものと考えられる。 政府出資が残っている限り、ゆうちょ銀行は民業圧迫に配慮した業務展開を行うべきであるが、にもかかわらず、実際には、これまで新規業務の取扱いが次々と認められており、民業の圧迫が進んでいる。 (3)地域金融への配慮について 地域の中小企業金融は、いわゆる地域密着型金融の推進(リレーションシップバンキング)により、円滑な資金供給が行われているが、地域密着型金融の本質は、長期的な取引関係により得られた情報を基に、質の高い対面交渉等を通じて、早い段階で取引先の経営改善に取組み、それにより中小企業金融における貸出機能を強化することにある。 これを実践するためには、いわゆる目利き能力を有する人材の育成や事業再生支援、ビジネスマッチング等の取組みを通じ、取引先に対して長期にわたるきめ細やかな対応を行っていく必要がある。 地域金融機関はこうした地域密着型金融への取組みにより、長い時間と相当の労力をかけて取引先との長期継続的な信頼関係を維持してきており、仮にゆうちょ銀行が公正な競争条件も確保されないまま、価格競争によって安易に融資業務に進出することになれば、長年の信頼関係に基づく地域密着型金融の仕組みが崩壊し、地域の金融システムが不安定化するおそれが強く、中小企業への安定的な資金供給が阻害されることになることは明白である。 一度そのような事態に陥れば、個々の中小企業や地域経済に多大なダメージを与えることになり、その回復には想像もできないほどの時間と労力を要することになることが懸念される。	上記の問題点等を踏まえ、郵政改革における郵便貯金のあるべき姿としては、まずもって適正規模まで縮小することであり、今後の方向性としては、ゆうちょ銀行が、どのようなプロセスで資産規模の縮小を図って行くのかを明らかにする必要がある。 とくに、郵政改革の結果、ゆうちょ銀行に対する政府の関与が強まるのであれば、これまで以上に民業圧迫に配慮した業務展開を行うべきであることは言うまでもなく、ゆうちょ銀行が一昨年4月に要望している流動性預金の預入限度額規制の撤廃などの業務拡大は、到底認められるものではない。むしろ、完全民営化を前提に進められてきた新規業務の取扱いについて、ゼロベースで見直しを行い、引き続き当該業務の取扱いを認めるべきか改めて検討する必要があるものとする。 また、地域金融機関は、現下の厳しい経済金融情勢や雇用環境を受け、前述の地域密着型金融の仕組みの中で、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けてきめ細かな対応を行ってきている。地域金融機関が今日に至るまで、長い時間をかけて培ってきた地域密着型金融の仕組みに無用の混乱が生ずることのないよう、郵政改革にあたっては地域金融に十分配慮して検討を行うべきものとする。	郵政改革の基本方針では、ゆうちょ銀行に対し、銀行法に代わる新たな規制を検討することが盛り込まれている。先般のヒアリングにおいて、同方針ではゆうちょ銀行が銀行法の枠組みから外れるということまでは言及していないということであり、今後の検討課題とのことであったが、たとえ銀行法の枠組み内であっても、何らかの規制の特例が設けられて、ゆうちょ銀行と民間金融機関と規制の水準が異なることになれば、ゆうちょ銀行が民間金融機関との競争上有利な立場になるということが懸念される。 いずれにせよ、巨大な資産規模と顧客数を有するゆうちょ銀行は、メガバンク同様の内部管理態勢の整備・充実が不可欠であり、顧客保護や法令等遵守などの内部管理態勢(検査・監督など行政によるチェックを含む)については、民間金融機関と同等の規制が課されるべきものであると考える。
21	東京都	欧州ビジネス協会 (EBC)	—	郵政改革推進室におかれまして「郵政改革法案」(仮称)を検討されるに際し、このような意見募集の機会をいただき、御礼申し上げます。日本政府が政策決定を行われる際に、このように透明性を確保し、利害関係者から幅広く意見を聴取されることは適切な対応であり、この対応を欧州ビジネス協会(EBC)は歓迎いたします。 EBCは日本郵政のあり方を決めるのは日本政府であると認識しているため、日本郵政が民営化されるべきか否かについては特段の意見を持っておらず、過去に意見表明を行ったこともありません。今回は、EBCが郵政改革において最も重要だと考えている点について意見表明させていただきます。今後のご検討におかれましてご配慮いただきますようお願い申し上げます。 今般、EBCが日本政府に対して主張したい点は、金融・宅配分野における日本郵政グループと民間企業との間の対等な競争条件の確保の必要性です。現在、日本政府は日本郵政グループ企業に対して、競合する民間企業とは異なる優遇措置を与えており、この優遇措置があるために日本郵政グループ企業は民間企業よりも有利な条件での競争が可能になり、日本市場に歪みをもたらしています。それにもかかわらず、日本郵政グループ企業は更なる業務拡大を目指しており、日本政府も日本郵政グループの新規業務について検討を進めようとしています。 日本政府が国際的に責任ある対応をとろうと考えるのであれば、競争条件の同一化という視点をないがしろにすることは認められません。郵政改革を行うに際し、日本郵政グループ企業と民間企業との間の対等な競争条件を確保していただくことを要望いたします。	—
22	東京都	社団法人 全国信用組合中央協会	(1)公正な競争条件の確保 全額政府出資会社の子会社であるゆうちょ銀行は、その株式保有形態から政府が後ろ盾になっており、この信用力を背景とする資金調達は、民間金融機関にとって競争上極めて不利と言える。 昨年成立し郵政株式処分凍結法により、ゆうちょ銀行は政府の全額出資という形で当面存続することになり、民間金融機関との競争条件においてこれまで以上に不均衡をもたらすものと強く懸念される。 (2)地域金融・地域経済との共存 信用組合は地域・業域・職域における中小零細事業者・生活者の「相互扶助」を理念として、近年は事業再生や多重債務生活者支援等を重要課題として地縁、人縁による地域密着型金融に取り組んでいる。 こうした中、公正な競争条件が確保されないまま巨大な資本と資金力を持ち、かつ、膨大な地域の個人情報保有するゆうちょ銀行が資金の運用先を求め、業容拡大に走ることであれば、到底共存関係とはなり得ない。 相対的に小規模の経営実態にある信用組合にとっては、その収益を大きく圧迫され、まさに経営上の死活問題であり、ひいては地域金融、地域経済に大きな混乱を及ぼすものとする。	上記1. の問題点等を踏まえると、今後の郵政改革に当たっては、官業であるゆうちょ銀行の業容が拡大するようなことはあってはならず、まずは適正規模まで縮小することが必要である。 また、完全民営化を前提として進められてきたゆうちょ銀行の業務範囲の拡大、とりわけ貸出業務への進出は、信用組合が地域とともに育み築き上げてきた中小零細事業者や生活者との関係性までも浸食することになりかねないなど地域金融の混乱防止の観点から認められるべきではなく、むしろ、業務を必要最小限に絞り込む必要がある。 特にゆうちょ銀行が要望している流動性預金の預入限度額の引上げ・撤廃等については、家計の小口資金を取り扱う信用組合の預金業務とまさに競合関係にあり、信用組合の資金調達を圧迫し、ひいては、中小零細事業者等への資金の円滑な供給を阻害することになることから認められるべきではなく、むしろ一定の制限を設ける必要があると考える。 なお、郵政改革に当たっては、地域の金融システムの安定等をも踏まえた上でのあるべきビジネスモデルや官業のあり方について改めてご検討いただく必要があるものとする。	—